

はじめに

半世紀前の事件

一九六六年六月三〇日未明、静岡県清水市（現在の静岡市清水区）で味噌製造販売会社を経営する専務宅が全焼し、焼け跡から一家四人の遺体が発見された。遺体にはいずれも一〇カ所前後の刺し傷があつて、殺人放火の大事件だった。この事件をここでは、事件現場の地名をとつて「清水事件」と呼ぶ（図1）。五〇年以上も前のこの清水事件が、じつは、いまもなお決着を見ていない。

直後から行われた警察の捜査で、味噌製造工場の住み込み工員袴田巖（三〇歳）が疑われて、事件発生から四九日後に逮捕、厳しい取調べのあげく、一九日後に自白に落ち、四五通に及ぶ大量の自白調書が取られた。一家四人殺しの事件であるから、有罪と認められれば死刑は確実である。そのような大事件をやつたと認め、具体的な犯行状況を詳細に自白したのなら、それだけでも真犯人の自白と言つてよいのではないか。多くの人たちは、そう思うかもしれない。しかし問題はそれほど単純ではない。じつさい警察・検察の取調べで袴田から取られた大量の自白調書は、その大半が任意性に欠けるとして、裁判で証拠から排除され、採用されたのは検察調書一通のみであつた。その自白過程にはあまりに謎が多い。公判になつて袴田は自白を撤回し、それ以降、一貫して無実を主張してきた。その袴田に、第一審の静岡地裁は死刑判決を下し（一九六八年）、第二審の東京高裁もまた控訴を棄却（一九七六年）、そして最高裁が上告を棄却して、これで袴田の死刑が確定した（一九八〇年）。以来、袴田はいわゆる確定死刑囚で



図1 朝日新聞 1966年6月30日夕刊

ある。

獄の外で暮らす確定死刑囚

袴田は、その後、確定した静岡地裁判決（これを以下「確定判決」と呼ぶ）に対して再審請求を行い、やがて日本弁護士連合会の支援を得て、長い闘いの末、二〇一四年に静岡地裁がようやく再審開始の決定を下した。事件発生から四八年、死刑確定から三四年後のことである。それまで有罪の決定的証拠とされてきた犯行時着衣について、最新の方法を用いてDNA鑑定を行ったところ、そこに根本的な疑問が生じたのだという。そして、開始決定を下した裁判所は、同時に、問題の着衣に捜査側の証拠捏造の可能性すらあるとして、袴田の身柄を獄から解いた。かくして確定死刑囚が娑婆に釈放された。しかし、そこで裁判の決着はつかなかった。わが国の法は、再審開始決定にすら検察側の抗告を認めている。検察側は静岡地裁の再審開始決定に対して、DNA鑑定の方法に問題があるとして即時抗告を行い、これを受けた東京高裁が、二〇一八年に再審開始を取り消す決定を下したのである。ただ、袴田の身柄をふたたび獄に戻す措置は取らず、結果として、袴田はいま、確定死刑囚の身分のまま、実姉秀子さんとともに浜松市で静かに暮らしている。

確定死刑囚は、「判決確定後六箇月以内に」法務大臣の命令によつて死刑を執行されるべき身分にある。そして、死刑執行までの間は身柄を拘留所に置かれる。ところが、袴田は確定死刑囚でありながら獄の外で生きている。それはまことに不思議な事態である。もちろん、わが国の裁判史上、前例がない。どうしてそのようなことが起こっているのか。そこにはわが国の刑事司法の大きな闇と小さな光が入り混じっている。

清水事件と袴田事件

袴田が裁かれて確定死刑囚となったこの清水事件は、これまで「袴田事件」と呼ばれてきた。たしかに、袴田巖という人物がこの事件の犯人として疑われ、裁判で死刑の判決を受けて、これが確定し、すでに四〇年を経過しているのであるから、そう呼んでもおかしくはない。じつさい、この事件は、袴田が殺人犯として正しく裁かれたはずだと、ごく単純に理解している人も少なくない。この理解の下では、清水事件であろうと、袴田事件であろうと、ただの呼称のちがいでしかない。

しかし、袴田事件は発生から半世紀を過ぎてなお再審請求審がつづいている。そもそも、清水事件と袴田事件は同じ一つの事件だったのか。もしかすると「清水事件」という名の殺人放火事件が、捜査段階のどこかでねじれて、無実の袴田巖が疑われ、犯人にされてしまったのかもしれない。そして裁判でも、この誤った事実認定がまかりとおつて、清水事件とはまったく無関係の袴田が、確定死刑囚として長く獄中に囚われてきたのかもしれない。そうだとすれば、これは立派にもう一つの事件である。つまり、「清水事件」と呼ばれる一つの陰惨な犯罪事件が、無実の人を死刑囚として何十年にもわたつて獄

に閉じ込めるといふ、もう一つの悲惨な冤罪事件を引き起こしてしまったのかもしれない。「袴田事件」といふ呼び名の背後には、こうした根本的な疑問がはらまれている。

もし清水事件と袴田事件が、そのように二つの別個の事件であったとすれば、この疑問を解くカギは、この二つを結びつけた袴田の自白過程にあるはずである。しかし、一般に、刑事裁判においては、自白過程の問題が心理学の視点から十分に分析、検討されることがない。いや、それ以上に、刑事裁判の実務において、自白の心理学的な分析はむしろ敬遠されていて、その必要性すら認められない現実がある。もちろん、清水事件の犯人は袴田だとする決定的な証拠があるのなら、いまさら自白の問題を云々するまでもない。しかし、これまで有罪の決め手とされてきた証拠に、じつは捜査側の証拠捏造の疑いすらある。そのことを弁護団は早くから指摘していて、その主張が、先の再審開始決定で認められたのである。そうだとすれば、袴田の捜査段階の自白をあらためて検討しないわけにはいかない。

じつのところ、裁判所は袴田事件の確定審段階でも、またその後の再審請求審でも、袴田の自白過程に分析のメスを入れて、これを十分に検討したとはいえない。取調官たちが録取し検察側が提出した自白調書四五通のうち四四通に対し、裁判所はその取調べに任意性を欠く問題状況があったことを認めながら、そのうえで検察官の取った二通の自白調書だけは任意性を認めることができるとして、これを「証拠」として採用し、事実上、有罪判決の欠かせない根拠としてきた。しかし、心理学の視点から見れば、「証拠」から排除された四四通の自白調書こそが逆に問題となる。そもそも任意性が疑われるような自白調書がどのようにして録取されてきたのか。袴田が自白に落ち、そこで語ったとされる袴田の語りが取調官の手で文章化され、自白調書になっていく、その調書作成の背後でいったい何が起こった

のか。その自白聴取の過程には心理学的に検討しなければならぬ問題がいくつもある。

私が、袴田事件弁護団から、心理学の研究者として、袴田の自白過程の分析を依頼されたのは、袴田の死刑が確定して一〇年が経過した一九九〇年、いまから数えてもう三〇年も前のことである。それ以来、私は袴田の自白過程の分析を重ね、裁判所が証拠から排除した自白調書のなかに、むしろ逆に、袴田が清水事件について非体験者ではない兆候、つまり無実の人でしかない兆候が見出されることを、繰り返し指摘してきた。しかし、私が最初の鑑定意見書を提出した一九九二年以来、裁判所がこの分析結果を受け入れることは一度もなかった。

取調べ録音テープの半世紀ぶりの開示

ところが、最近になって、清水事件にかかわる袴田の取調べ過程が録音テープに収められていることが判明して、これが弁護団に開示された。二〇一四年に再審開始決定が出て、袴田の身柄が解かれた翌年の二〇一五年のことである。問題の取調べが行われたのは事件が起きた一九六六年のことであるから、この録音テープは、半世紀近くにわたって、その存在が伏せられてきたことになる。

開示された録音テープは、袴田の取調べの全過程を収録したものではなく、その一部でしかない。しかも、自白に落ちたそのときの取調べは収録されていない。しかし、袴田逮捕の日から一九日間、取調官たちが袴田を取り囲んで問い詰め、袴田が否認して応じるそのやりとりが三〇時間余にわたって収められているし、取調べの二〇日目、袴田があきらめて犯行を認めたその日、袴田がその具体的な場面に ついて取調官から問われて、犯人として十分に答えられない、その様子が一時間近く収録されている。

この録音テープから、たしかに袴田が取調べ過程で自白に落ちたことは確認できるが、問題は単に自白したという事実ではない。その自白が長い否認の期間を経てどのように引き出されたのか、自白転落後の袴田の語りがどのようにして自白調書にまとめられたのか、そして、その袴田の語りをはたして清水事件を犯行体験者として語ったものと言えるかどうか。そこにこそ問題がある。

いくら遅きに失したと言われようと、解かざるをえない問題

取調べの場で袴田が頑強に否認を繰り返し、そして最後に自白に落ちて、犯行内容を語る過程が、一部とはいえ、文字通りに生の問答として録音テープに収められていることの意味は大きい。じつさい、もし、この自白が真に犯人のものだったとすれば、そこには犯行体験者の語りであることを示す徴がなんらかのあたりで刻まれているはずであるし、逆に、もし袴田がその主張のとおりは無実だったとすれば、その無実者の語りであることを示す痕跡がなんらかのあたりで残されているはずである。

私たちが取り組まなければならない問題はここにある。つまり、この取調べ録音テープの分析をとおして、刑事司法の闇のなかでもっとも奥深くに潜む取調室の内側に、可能なかぎり光を当て、そこに「清水事件」と「袴田事件」というまったく別々の事件が、一つのものとして結び合わされていく、その結び目が隠れていないかどうかを検証する。事件の発生から半世紀あまり。思えば、恐ろしいばかりの年月が過ぎている。遅きに失したと言わなければならない。しかし、どれほど遅きに失したと言われようと、当の袴田がなお確定死刑囚として再審請求をつづけ、納得のいく決着を見ていないかぎり、解くべき問題は、やはりこれを解かないわけにはいかない。

目次

はじめに

第1章 清水事件と問題の所在

——袴田自白をめぐる三つの謎

- 1 清水事件の発生と初動捜査 2
- 2 袴田が容疑の線に上がった理由 10
- 3 袴田の自白過程とそこに浮かび上がる三つの謎 26
- 4 「自白の謎」を解く新たな鍵 38

第2章 第一の謎

——「パジャマの血」の追及で自白に落ちたという謎

- 1 取調べ初日（八月一八日） 54
- 2 「パジャマの血」をめぐる取調官の策略 65

53

I

3 勾留延長後の取調べから自白転落の前夜まで 77

4 自白に落ちた九月六日の朝 90

第3章

第二の謎

自白に転落したその日

——自白の犯行筋書が日替わりで変遷したという謎

1 偽装された「自白調書の作成順序」 100

2 最初の二通の自白調書の作成過程と直後の松本警部の取調べ
(正午過ぎまで) 109

3 午後からの岩本警部補の取調べ 122

4 犯行筋書Ⅰのなかで語られた「犯行動機」「裏木戸の出入り」
「甚吉袋と金袋」 133

5 松本警部が突きつけた疑問 153

6 犯行筋書Ⅰから犯行筋書Ⅱ、犯行筋書Ⅲへの変遷 166

第4章

第三の謎

起訴の直前まで

——起訴前の検察調書だけが「証拠」として採用されたという謎

1 自白転落後の吉村検事の取調べ状況 179

177

99

第5章 袴田自白の謎はなぜ裁判で見過ごされてきたのか……………215

- 2 否認段階の取調べ録音テープで見る吉村検事の取調べ姿勢 185
- 3 警察官の取調べと吉村検事の取調べとが相互に絡み合っていること 197

- 1 三つの謎の背後にあるもう一つの謎 217
——有罪を前提とした自白判断の危険
- 2 自白過程そのものを心理学的に分析することの意味 226
- 3 自白をめぐる経験則の悪弊 237

あとがき 251

「引用文について」

* 今日の人権意識に鑑みて不適切と思われる語句が用いられている箇所があるが、事件発生当時の社会状況を踏まえ、原文のママとした。

* 著者による補足、注記は「」で括った。

* 原文における誤記には「ママ」と付した。なお、引用文中の（ママ）は、東京救済会において調書を入力し直した際に付記されたものである。

* 引用文における仮名遣いおよび旧字・異体字は原文に従った。難読の場合には、新仮名、新字体を「」に入れ、ルビとして補った。

* 読みやすさの観点から、「？」などの記号の後には一字分の空白を補った。また、原文の空白を省略したり、改行を取りやめたりした箇所がある。

第1章

清水事件と問題の所在

——袴田自白をめぐる二つの謎

本題となる袴田の取調べ録音テープの分析に入るまえに、清水事件の発生から今日まで、五〇年あまりにわたる経緯を、おおよその流れに沿って説明し、そのうえで、まず袴田自白の何が問題かを明らかにしておくなければならない。

最初に、そもそも清水事件はどのような事件であったか、事件の発生直後の初動捜査において、袴田はどのような理由で疑われたのかというところから話をはじめよう。

1 清水事件の発生と初動捜査

一家四人殺害事件

事件が起こったのは、いまから五四年前の一九六六年六月三〇日未明、場所は静岡県清水市横砂地区である。この地区で味噌の製造販売を営む「王こがね味噌」の専務橋本藤雄宅から、午前二時前に火が出て、家屋が全焼、その焼け跡から四人の死体が見つかった。死体にはいずれも多数の刺し傷があり、それぞれの死体周辺にガソリンを撒いて火を放たれた痕跡が残されていた。

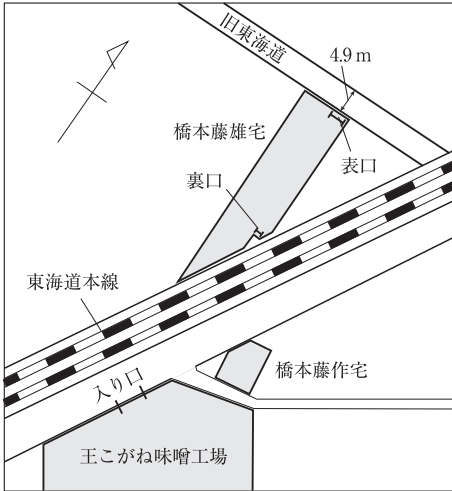
殺害されたのは専務の橋本藤雄（四一歳）と妻のちえ子（三九歳）、次女の扶示子（一七歳）、長男の雅一郎（二四歳）の一家四人である。長女の昌子（一九歳）は、しばらく前から藤雄の両親（つまり昌子の祖父母）の家

に同居して、事件の日まで数日間、友人と京都に旅行に出かけており、事件前夜一〇時過ぎに帰宅して、現場となる父親宅に立ち寄ったものの、父親とシャッター越しに言葉を交わしただけで、家には入らず、おかげで難を逃れた。

図2に示したように、事件現場となった橋本藤雄宅は、表口が旧東海道となる道幅五メートルほどの道路に面している。屋内に入って、細長い土間を通り抜けて裏口から出れば、当時の国鉄東海道本線の線路が目の前にある。その線路を渡った向かい側に、橋本家の経営する二階建ての味噌製造工場があり、

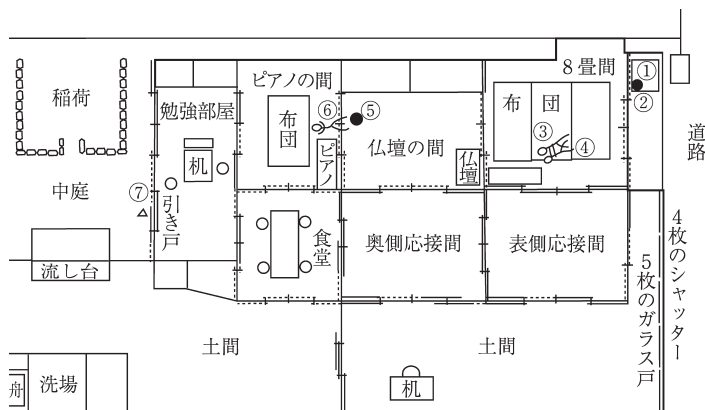
通りを隔ててその北側には藤雄の両親の住む橋本藤作宅があって、長女昌子はそこに同居していた。現場の藤雄宅の裏口から工場入り口までは直線距離にして約三二メートル。その工場の二階に従業員の寮として部屋が二つあって、工員が二人ずつ、計四人が住み込んで働いていた。袴田はそのうちの一人だった。

図2 現場見取り図



事件後の現場検証

警察による現場検証の結果、事件に関係があると思われる物的証拠が現場から数多く採取されている。のちに問題となる点を中心に簡単に記しておく。



- ①夜具入れ ②現金在中の甚古袋 ③ちえ子 ④雅一朗 ⑤くり小刀
 ⑥扶示子 ⑦雨合羽 ⑧血痕 ⑨藤雄 ⑩油を含むボール紙・パンツ
 ⑪ポーチ(がま口) ⑫金袋 ⑬金袋

出所：浜田寿美男『白日の心理学』岩波新書，2001年，156-157頁。

く。図3は事件後の専務宅の状況である。

まず、被害者たちの死体の位置について、専務藤雄は、土間を通り抜けて裏口に出る手前のごとくに仰向けで発見され(⑨)、その場に血痕があり(⑧)、放火に用いたと思われる油の浸みこんだボール紙などが焼け残っていた。妻のちえ子(③)と長男の雅一朗(④)は、屋内の奥八畳間に敷いた布団の上で、たがいに抱き合うような姿で血を流して倒れていて、その周辺から油が検出されている。そして次女の扶示子(⑥)は、自分の部屋として使っていたピアノの間で、仏壇の間との境の敷居の上に膝を乗せるようにして、うつ伏せの姿勢で見つかっている。血痕はピアノの間の中央に敷いていた布団に集中していて、その周囲に油が撒かれていた。

四人にはいずれも刃物で刺された傷が多数あったが、その凶器とおぼしきものとしては、扶示子の足元で見つかったくり小刀が発見されただけで

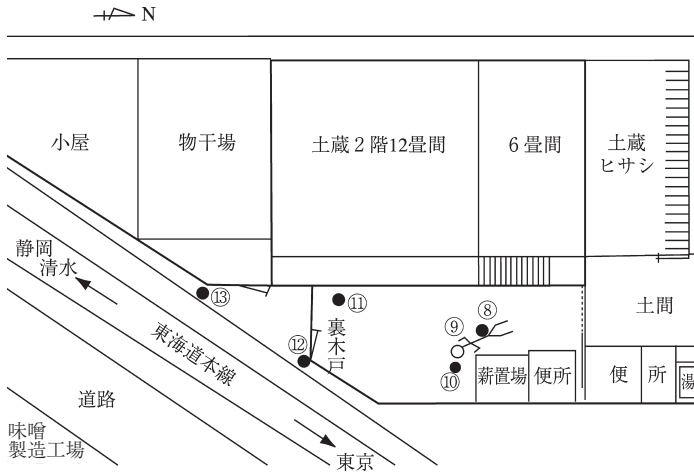


図3 事件後の専務宅の状況

ある⑤。このくり小刀は柄の部分が焼けてなくなっており、刃わたりは一二センチ、刃幅二・二センチで、その鞘と思われるものが、中庭に脱ぎ捨てられていた販売員用の雨合羽⑦の右ポケットから見つかっている。なお、この雨合羽は、中庭から雅一朗の勉強部屋に上がる入り口のすぐそばに落ちていて、その勉強部屋の引き戸は扉が五〇センチほど開いていた。

もう一つ、この事件で注目されるのは、現場からお金が奪われた形跡があった点である。事件があったのは月末の、従業員に給料を支払う前日で、専務宅には相当の現金があったことが確認されている。藤雄はふだんから現金などの貴重品を甚吉袋という木綿製の丈夫な袋に入れて持ち運びしていた。その甚吉袋そのものは、藤雄らが寝室としていた奥八畳間の夜具入れ①から発見されている②。そのなかに六個の布の小袋があって、その一つは印鑑や通帳を入れた袋で、残りの五個に

はいずれにも約一万円から約一〇万円の現金と小切手が入っていた。関係者によれば、これらは地区ごととに担当の販売員が月末に集金してそれぞれ布小袋に入れていたものだといふ(以下、この布小袋を「金袋」と呼ぶ)。販売員たちは各自この金袋を事務所に持ち帰って、藤雄がそれらをまとめて甚吉袋に入れておいたのである。ところが、各販売員が集金して金袋に入れて持ち帰ったものが、本来なら全部で八個なければならぬのに、事件後甚吉袋に入っていたのは五個で、三個がそこから見つかっていない。

現場検証の結果、そのうちの二個の金袋が裏木戸を出た先の線路のあたりに落ちていて(⑫⑬)、なかにはそれぞれ現金と小切手があり、その額は集金した通りのものだったことが確認されている。ただ、この二個の金袋がどうしてそこに落ちていたのかは不明である。そして、問題は、残りもう一個あるはずの金袋が発見されなかったことである。そこには前日に集金した八万五千円あまりの現金と小切手二枚が入っていた。なお、藤雄が倒れていた裏木戸の近くに、ちえ子が日常的に使っていたポーチ(がま口)が落ちていて(⑭)、千四百円あまりの現金が入っていたが、そこからお金が盗まれた形跡はない。

現場検証によって発見されたこれらの物的証拠は、袴田を犯人と特定して起訴したのちに捜査側がまとめたもので、実際には、ほかに事件に関係するかどうか不明な多くの物が現場から採取されている。それについてはここで触れない。

静岡県警の『捜査記録』

殺された四人は、いずれも一〇カ所前後の刺し傷があり、そのうち藤雄を除く三人は、死体解剖の結果、気管支から煤が検出され、血中に一酸化炭素が混じっていた。それは、火が放たれたとき、まだ生

きて呼吸していたことを示している。とくに扶示子については、死体のあった位置に大きな血痕がなく、二メートルほど離れた布団の上に血痕が目立っし、そこに油が多く検出されているところを見れば、布団のところで刺されてからそこまで移動したことがうかがわれる。その点、藤雄については空気の通り道の土間で死んでいたもので、放火されたときなお生きて呼吸をしていたかどうかは不明である。いずれにせよ、藤雄を除く少なくとも三人は、刃物で刺されて瀕死状態になったところを油で焼き殺されたという陰惨な事件だった。

事件発生後、静岡県警は「全国的にも異例な残酷極まる凶悪な犯罪」として捜査本部を設置し、専従要員計八〇名を当てて、全力を挙げて本件捜査に臨んだ。しかし、そこで容疑者として袴田が絞り込まれていく過程は、その後の裁判過程で詳細に検討されることになる一方、それ以外の線でのような捜査が進められ、そこからどのような情報が得られたかについては、袴田を被告人とする裁判記録をいくら見ても、何もわからない。

そもそも刑事裁判とは、起訴された被告人に対して、検察側の有罪立証が尽くされているかどうかを審理し、その有罪無罪を決するものである。それゆえ訴えられた被告人が真に有罪であれば、裁判自体が真実の解明になるが、もし被告人が無実で、冤罪だったということになれば、もとの事件の真相は隠されたまま、そのうち警察があらためて積極的に再捜査を進めないかぎり、当の事件は迷宮入りという事態になる。したがって、もし袴田が清水事件の真犯人でなければ、その事件の真相は、少なくとも当の裁判のなかでは、何一つ明らかにならない。

じっさい、袴田の裁判記録を見ても、清水事件の容疑者として、袴田以外にどのような人物が浮かん

でいたのか、その容疑者たちに対する捜査がどのように進められ、どのようにしてその人たちが捜査線上から外れたのかなどの情報は、ほとんど表に出てこない。ただ、幸いなことに、この事件の場合、袴田の第一審の審理が進んで検察側立証がほぼ終わった段階で、静岡県警察本部刑事部捜査第一課・刑事部鑑識課の名で『清水市横砂会社重役宅一家四名殺害の強盗殺人放火事件捜査記録』という内部文書（以下、これを『捜査記録』と呼ぶ）が作成されていて、たまたまこれが弁護士の手に入った。これは、この陰惨な大事件について、最終的に袴田を起訴するに至る経緯を、いわば成功譚としてまとめた警察の内部文書である。もちろん、ここでは袴田が清水事件の犯人であることを立証できるだけの証拠が固められたという前提で、その捜査過程が整理され、記録されている。しかし、捜査人員が延べ七二二三名にまで及んだというこの事件では、袴田以外の人物をターゲットにした別の線の捜査もそうとうに行われていて、その捜査状況の一部がこの『捜査記録』に記載されている。

袴田以外に容疑線上に上がった人たち

『捜査記録』は全体で七五頁の小冊子であるが、そのなかで袴田以外にどのような人たちが容疑の線の上に上がり、捜査の対象になっていったかについての記載が一七頁ある。そこには、たとえば次のようなことが書かれている（四三頁）。

被害者の橋本藤雄は商売上手で、取引客などと清水市内、静岡市内のバー、キャバレー、飲食店等への出入りが激しく、その店の数は六〇数軒に及び女性関係については噂が高かったので、静岡、清水市内の業者のリストを作成し、一軒残らずきこまかく被害者と特に親交のあった者、稼働し

ている店員の素行等、被害者、又は工場に出入りしたことの有無について突込んだ捜査を実施したが、特に専務と交際があった女性はその者で〔筆者注…二名の実名が挙げられている〕、この者については慎重に、しかも徹底的に捜査を実施したが、本件に対する容疑点は発見できなかった。

このほかにも被害者四人にかかわる怨恨の線の可能性がないかどうか、男女関係のもつれなどについてもあれこれ捜査を行ったとして、その捜査結果が具体的に記録されている。

あるいは、橋本藤雄が雇用していた会社の従業員について、経理係として雇っていた人物(当時三三歳)が取り上げられている。この人物は事件当夜のアリバイが確認できないうえに、「暴力団稲川組員との交際もあつて、組員の経営するバー等に入出し、かけごとを好み、この一味のものと花札賭博をやり、一〇〇万余円の穴をあけこの賭金の請求も(●)員より強くうけていて」、さらにバーやキャバレーでの遊興費で未払いが二五万余円あり、月々その請求を受けていた(四九頁)。この人物の給与は手取りで月に三万五、六千円でしかなく、その遊興費の出所に疑問が持たれた。そこで内偵を進めた結果、複数の暴力団員と共謀した花札賭博事件が判明し、袴田逮捕の二日後の八月二〇日には、この従業員を逮捕して取り調べたという。この人物については、結局、容疑から外されるが、その理由がはっきりしない。

清水事件の初期捜査で、袴田以外にどのような人物が容疑線上に上がり、どのようにしてその線上から外れてきたかについて、『捜査記録』からは、右記のように外形的なことしかわからないのだが、ここからは少なくとも、清水事件の背後に、袴田を容疑者とする線の捜査以外に、あれこれ別の線の捜査がなされていたこと、そして何人もの人たちが容疑の線上に上がっていたことが確認できる。ただ、ここで検討しなければならないのは、もちろん、袴田への容疑であり、その自白過程である。

2 袴田が容疑の線路上に上がった理由

事件から四日後の取調べ

袴田は、事件の直後から、容疑者として捜査の線路上に上がっていて、事件四日後の七月四日には、重要参考人として任意同行下で取調べを受けている。のちの裁判で検察官が行った「冒頭陳述」によれば、その際、袴田の容疑として次の五点があったという（二五～一六頁）。

- 1 遺留証拠品並びに犯行当夜の状況から見て、本件は外部の者による、いわゆる流しの犯罪ではなく、工場および被害者方の内部事情を知った者の犯行であると認められること。
- 2 被告人が事件直後、左手中指に怪我をしていたこと。
- 3 被告人には犯行当夜アリバイがないこと。
- 4 捜索の結果、被告人の部屋から血痕の付着したパジャマや作業衣が発見されたこと。
- 5 被告人の前歴が元プロボクサーであり、日頃の勤務態度もあまり真面目ではなく、夜間外出も多かったこと。

これを見るかぎり、決定的と言える容疑はない。容疑理由の1は、事件の状況からしておおよそ妥当かもしれないが、しかし、「外部の者による、いわゆる流しの犯罪」ではないという程度では、関係者の多くがこれに当てはまる。また、理由の5も、たとえその通りだったとしても、こうした素行の問題を事件につなげるのは安易にすぎる。ただ、ここで袴田が「元プロボクサー」だったことをことさら取